令和７年度　社会福祉法人　上越老人福祉協会
介護員養成研修事業　介護職員初任者研修課程（通学形式）学則

（事業者及び事業所の名称・所在地）

第１条　　本研修事業は、下記の事業者（以下「事業者」という。）が下記の事業所（以下「事業所」という。）において実施する。

	事業者	事業所
名　称	社会福祉法人 上越老人福祉協会	社会福祉法人 上越老人福祉協会　研修事業部
所在地	新潟県上越市上真砂２１９番地	新潟県上越市上真砂２１９番地 新潟県上越市米岡４３４－１

（事業の目的）

第２条　　急速に進行する高齢社会を迎え、上越圏域においても介護分野の人材確保は重要な課題となっている。また、介護のニーズは益々多様化し、サービスの質の向上が求められている。
当法人の理念である「老いることが輝く社会に」を具現化するため、慈愛の心と生命の尊厳をしっかり見据えることのできる介護職員を養成し、介護分野の人材確保に資することを目的とする。

（形式）

第３条　　事業者は、事業所において、通学形式により本研修事業を実施する。

（実施課程及び研修事業の名称）

第４条　　研修事業の名称は次のとおりとする。

第１回　　上越老人福祉協会　介護員養成研修
第２回　　上越老人福祉協会　介護員養成科（上越）１期（デュアルシステム）
第３回　　上越老人福祉協会　介護員養成科（上越）２期（デュアルシステム）
第４回　　上越老人福祉協会　介護員養成科（上越）

（年間事業計画）

第５条　　令和７年度の研修事業は、下表の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員
第１回	令和７年　４月　３日～令和６年　５月２３日	１０人
第２回	令和７年　５月　９日～令和７年　８月　８日	１５人
第３回	令和７年　８月２１日～令和７年１１月２０日	１５人
第４回	令和７年１１月２８日～令和８年　１月２７日	１５人
計		５５人

その他　　募集定員に対し申込者が一定数に達しなかった場合、やむを得ず研修を中止する場合がある。

（受講対象者）

第６条　　受講対象者は次の者とする。

（１）　介護事職員として勤務しているもしくは勤務予定であり、介護職員初任者研修における知識・技術の習得を目的とし、事業者が受講を認めた者。（第１回）

（２）　職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することにより、早期就業を望んでいる求職者。公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けられる者で、新潟県立上越テクノスクールが適当と認めた者。（第２回、第３回、第４回）

（研修参加費用）

第７条　　研修参加費用は下表に示すとおりとする。

回数	内訳	金額（税込）	納付方法	納入期限
第１回	受講料 テキスト代	７０，０００円 ５，６６５円	振込	開講日
第２回	受講料 テキスト代	無料 ５，６６５円	現金	開講日
第３回	受講料 テキスト代	無料 ５，６６５円	現金	開講日
第４回	受講料 テキスト代	無料 ５，６６５円	現金	開講日

その他　　①一度納付された研修参加費用は、理由の如何にかかわらず返金しないものとする。

②このほか、演習時に使用する衣服類については、受講者が各自持参することとし、費用徴収は行わない。

（使用教材）

第８条　　研修に使用する教材は次のとおりとする。

（１）介護職員初任者研修テキスト　１，２巻（中央法規出版　発行）

（２）応急手当講習テキスト　改訂６版　（ガイドライン　2020 対応）

（一般財団法人　救急振興財団　編集）

（研修カリキュラム）

第９条　　研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表１のとおりとする。

（研修会場一覧）

第１０条　　研修において使用する研修会場及び実技演習会場は、別表２のとおりとする。

（各科目の担当講師一覧）

第１１条　　研修を担当する講師は、別表３のとおりとする。

（申込手続）

第１２条

（１）受講に係る申込手続は次のとおりとする。

①　第１回においては、指定の申込書に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。その際、次条にもとづき、申込書に運転免許証等の写しを添付すること

②　テクノスクールまたはハローワークに備えてある入校申込書に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。その際、次条にもとづき、申込書に運転免許証等の写しを添付することとする。（第２回、第３回、第４回）

③　事業者は、審査の上受講者を決定し、受講決定通知書を受講者へ送付する。

④　受講決定後、受講者は所定の書式による医師の身体検査書を提出する。

⑤　事業者は、教材を受講者へ送付又は初日に配布する。

（２）受講申込者が受講開始以前に受講しないことを事業者へ申し出た場合、研修参加費用のうち、教材費を除いた額を返還する。ただし、受講を開始した者については、教材費も含め、研修参加費用の全額を返還しないこととする。

（受講時等の本人確認方法）

第１３条　　受講者は、受講申込時に、申込書に運転免許証の写しを添付して提出することとする。また、入校初日に運転免許証の原本を提示することとする。事業者は、申込書に記載された氏名と運転免許証の氏名とが同一であるかを確認する。運転免許証を所持していない受講者については、下記のいずれかの公的証明書の写しを提出することとする。

（１）　健康保険証

（２）　住民票

（３）　戸籍謄本、戸籍抄本

（４）　パスポート

（５）　住民基本台帳カード

（６）　年金手帳

（７）　国家資格の免許証又は登録証

（８）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

（科目免除の取扱い）

第１４条　　科目の免除は行わない。

（研修修了の認定方法）

第１５条　　修了の認定及び評価は、次のとおりと定める。

（１）修了の認定は、第９条に定めるカリキュラムを全て履修し、「９　こころとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によ

って評価され、かつ、修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された受講者に対し行う。

（２）修了評価は、第９条に定める全てのカリキュラムの履修後、筆記試験により行うこととする。なお、当該筆記試験については、１００点を満点評価とし、理解度の高い順にＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの区分で評価し、Ｃ以上で修了時に到達すべき水準に達したもの（合格）と認定する。

Ａ：９０点以上　Ｂ：８０～８９点　Ｃ：７０～７９点　Ｄ：６９点以下

（３）合格に達しなかった受講者については、再試験の受験前に、必要に応じて不合格者補習を行い、再試験を行う。

（研修欠席者の取扱い）

第１６条

（１）やむを得ない理由で欠席する場合や遅刻・早退する場合は、事前に連絡し、速やかに「欠席届」「遅刻早退届」を提出する。

（２）研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、１５時間を上限として補講を行うことにより当該科目を履修したものとみなす。

（補講の取扱い）

第１７条　事業者は、第１５条第３項及び第１６条第２項にもとづき必要な補講を行う。また、こころとからだのしくみと生活支援技術「基本知識の学習」の最後の１時間に行う小テストについて、２０点を満点評価とし、１３点以下の受講者に対して補講を行う。

補講は原則として当校で行い、その補講にかかる受講料は無料とする。やむを得ない場合、他の事業者において実施することがある。その場合の補講にかかる受講料は、補講を行う事業者が定める金額に従い、受講者が負担することとする。

（受講の取消し）

第１８条　事業者は、次の各号の一に該当する者について受講を取り消すことができる。（第２回、第３回、第４回においては新潟県立上越テクノスクールと協議の上、決定する。）

（１）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者

（２）研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

（修了証明書の交付）

第１９条　事業者は、第１５条により修了を認定された者に対し、新潟県介護員養成研修事業実施要綱１１に規定する修了証明書を交付する。

（修了者名簿の管理）

第２０条　修了者名簿の管理は次のとおりとする。

（１）事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。

（２）修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申出により再発行することができる。

（３）①第１回の修了証明書の再発行は、事業者が行うものとする

②第２回、第３回、第４回の修了証明書の再発行は、新潟県立上越テクノスクールが行うものとする

（研修事業実施担当部署）

第２１条　　研修事業は、社会福祉法人上越老人福祉協会　研修事業部において行う。

（個人情報の保護）

第２２条　　個人情報の取扱いは次の各号のとおりとする

（１）「個人情報の保護に関する法律」その他関係諸法令を遵守するとともに、個人情報の適正な取り扱いに関する社会的ルールに則して、適切に取り扱うこととする。

（２）当研修事業で知り得た個人情報は当研修会のみで使用し、それ以外で第三者に提供しないものとする。

（その他）

第２３条　　この学則に必要な細則及びこの学則に定めない事項で必要があると認められるものについては、事業者がこれを定める。

（附則）

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

この学則は、令和７年４月１日から施行する。